

特定建設作業に対する規制の見直しについて

(1) 規制の現状と課題

「特定建設作業」とは、くい打ち機、バックホウ、ブルドーザーなどを使用する建設作業であり、騒音・振動の発生を伴うことから、騒音規制法、振動規制法及び府条例（騒音）（振動）において事前の届出と規制基準の遵守が義務付けられています。

現行市条例では、法・府条例の対象とならない比較的小さな作業であっても「横出し」して、事前の届出と規制基準の遵守を課していますが、一部の対象作業には、法・府条例と重なっている作業があります。

また、現行市条例対象の作業を行う際には、同一工事内において、法、府条例対象の作業も同時に行われることが多いことから、現行市条例対象の届出は、法、府条例における事前の届出と同時に提出されるケースがほとんどとなっています。

さらに、現行市条例の対象となっている特定建設作業に関する苦情はほとんどありません。

(2) 現行の枚方市公害防止条例における特定建設作業に対する規制【届出制】について

特定建設作業を伴う工事を施工しようとする者

○実施の届出（7 日前まで）【第 34 条】

- ・せん孔機を使用するくい打設作業
- ・インパクトレンチを使用する作業
- ・コンクリートポンプを使用するコンクリート輸送作業
- ・火薬を使用する破壊作業
- ・振動ローラーその他これに類する締め固め機械及び流動プレートその他これに類するてん圧機を使用する作業
- ・電動工具を使用するはつり作業及びコンクリート仕上作業
- ・動力源として発電機を使用する作業

○基準の遵守【第 35 条】

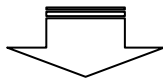
（騒音の基準、夜間作業の禁止、1 日の作業時間制限、日曜祝日の作業の禁止等）

遵守のための行政による措置

- 基準に適合せず、周辺的生活環境が著しく損なわれる場合の勧告【第 35 条】
- 勧告に従わない場合の改善命令【第 36 条】

(3) 見直し内容

	現行条例	改正条例(案)	改正の理由等
特定建設作業の種類	せん孔機を使用する くい打設作業	【削除】	「せん孔機を使用する作業」及び「電動工具を使用するはつり作業」については、法・府条例が定める削岩機を使用した作業の中に含まれているため。
	電動工具を使用する はつり作業	【削除】	
	火薬を使用する破壊作業	【削除】	「火薬を使用する破壊作業」については、市条例制定以降、一度も届出がなく、また、火薬類取締法で火薬類の使用者に対する規制があるため。
	電動工具を使用する コンクリート仕上作業	【削除】	これらの作業を行う際には、同一工事内において、法、府条例対象の作業も同時に行われることが多いことから、現行市条例対象の届出は、法、府条例における事前の届出と同時に出されるケースがほとんどであり、法、府条例の届出で十分に規制が可能のため。また、これらの作業に関する苦情はほとんどないため。
	コンクリートポンプを 使用するコンクリート 輸送作業	【削除】	
	振動ローラーその他 これに類する締め固め 機械及び流動プレート その他これに類する てん圧機を使用する作業	【削除】	
	インパクトレンチを 使用する作業	【削除】	
	動力源として発電機を 使用する作業	【削除】	



新たな市条例における特定建設作業に対する規制の考え方

現行市条例で規定している特定建設作業については、

- 法・府条例と重なっている作業があります。
- 法、府条例における事前の届出と同時に届出されるケースがほとんどとなっています。
- 市条例で規定している作業に関する苦情はほとんどありません。

現行市条例対象の作業のみの工事等の場合であっても、府条例において「施工者の努力義務」として、「作業により発生する騒音等によって周辺的生活環境を損なうことのないよう努めなければならない。」との規定があり、これによる規制指導で十分な効果が得られます。

市条例から「特定建設作業に対する規制」を削除します。

<参考：法・府条例・市条例による特定建設作業の規制基準一覧表>

I. 騒音に係る規制基準（騒音規制法第 2 条第 3 項、大阪府生活環境の保全等に関する条例第 82 条第 2 項、枚方市公害防止条例第 2 条第 6 項）

適用法条例	特定建設作業の種類	敷地境界線における騒音の大きさ	作業可能時間		1日における延作業時間		同一場所における作業期間	作業禁止日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
法及び府条例	1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業（※） 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）またアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6. バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業（※※） 7. トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業（※※） 8. ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業（※※）	85 デシベル	午前7時 ～ 午後7時	午前6時 ～ 午後10時	10時間 以内	14時間 以内	連続6日 以内	日曜日 その他の 休日
府条例	9. 6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10. コンクリートカッターを使用する作業（※） 11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
市条例	12. せん孔機を使用するくい打設作業 13. インパクトレンチを使用する作業 14. コンクリートポンプを使用するコンクリート輸送作業 15. 火薬を使用する破壊作業 16. 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラーその他これに類する締め固め機械及び流動プレート、振動ランマその他これに類するてん圧機を使用する作業 17. 電動工具を使用するはつり作業及びコンクリート仕上作業 18. 動力源として発電機を使用する作業							

II. 振動に係る規制基準（振動規制法第 2 条第 3 項、大阪府生活環境の保全等に関する条例第 82 条第 2 項、枚方市公害防止条例第 2 条第 6 項）

適用法条例	特定建設作業の種類	敷地境界線における振動の大きさ	作業可能時間		1日における延作業時間		同一場所における作業期間	作業禁止日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
法及び府条例	1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業（※） 4. ブレーカー（特殊のものを除く。）を使用する作業（※）	75 デシベル	午前7時 ～ 午後7時	午前6時 ～ 午後10時	10時間 以内	14時間 以内	連続6日 以内	日曜日 その他の 休日
府条例	5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）を使用する作業							
市条例	6. せん孔機を使用するくい打設作業 7. 火薬を使用する破壊作業 8. 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラーその他これに類する締め固め機械及び流動プレート、振動ランマその他これに類するてん圧機を使用する作業							

- (※) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
(※※) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第二の規定により環境庁長官が指定するもの（建設省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。）を使用する作業を除く（この場合は、9で届出を行うことになります。）。
- 1号区域とは、第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域の一部及び用途指定のない地域の一部並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80mの区域内の地域で空港敷地を除く地域を指定します。
- 2号区域とは、工業地域のうち1号区域以外の地域の他、条例では工業専用地域の一部、空港敷地の一部及び水域の一部も該当します。
- 作業時間等の適用除外：災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外が設けられている。
- 騒音・振動の基準を超えている場合、騒音・振動の防止の方法のみならず10時間（14時間）未満4時間以上の間において作業時間を短縮するよう勧告・命令することができる。（ ）内は2号区域